第	3 章	重	エコツーリズム推進法を活用する(全体構想の作成)	57
3	-1	エ:	コツーリズム推進法成立の背景	57
3	-2	法律	律の趣旨	57
3	-3	法律	律の概要	57
3	-4	認足	定の趣旨	62
3	-5	認足	定までの取り組み事項およびその手続き	62
3	-6	I:	コツーリズム推進全体構想の作成・申請	64
	3-6	-1	エコツーリズム推進全体構想の位置づけ	64
	3-6	-2	エコツーリズム推進全体構想の構成	65
	3-6	-3	全体構想に記載する事項	67
	3-6	-4	申請の際に必要な書類	80
3	-7	認足	定基準	80
3	-8	全位	体構想の変更について	81
3			定全体構想の取り消しについて	
3	-10	関	 連法規について	82

3-1 エコツーリズム推進法成立の背景

最近の身近な環境についての保護意識の高まりや、自然と直接ふれあう体験への欲求の 高まりが見られるようになってきている。

このような背景から、これまでのパッケージ・通過型の観光とは異なり、地域の自然環境の保全に配慮しながら、時間をかけて自然とふれあう「エコツーリズム」が推進される事例が見られるようになってきた。

しかし、現在は地域の環境への配慮を欠いた単なる自然体験ツアーがエコツアーと呼ばれたり、観光活動の過剰な利用により自然環境が劣化する事例も見られる。

3-2 法律の趣旨

エコツーリズム推進法は、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かした「エコツーリズム」を推進するに当たり、以下の4つの具体的な推進方策を定め、エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進を図るものである。

- (1) 政府による基本方針の策定
- (2) 地域の関係者による推進協議会の設置
- (3) 地域のエコツーリズム推進方策の策定
- (4) 地域の自然観光資源の保全

3-3 法律の概要

1. 目的(第1条)

エコツーリズムが、①自然環境の保全、②地域における創意工夫を生かした観光の振興、 ③環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有すること に鑑み、基本理念や基本方針の策定その他エコツーリズムを推進するために必要な事項を 定めることにより、関係する施策を総合的かつ効果的に推進し、現在及び将来の国民の健 康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

2. 定義(第2条)

「自然観光資源」

- ・動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源
- ・自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源「エコツーリズム」
 - ・観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該 自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及

び理解を深めるための活動

3. 基本理念(第3条)

- 自然環境への配慮
- ・観光振興への寄与
- ・地域振興への寄与
- ・環境教育の場としての活用

4. 基本方針(第4条)

政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針(以下、基本方針)を定める。基本方針に定める項目は以下のとおりである。

- ・エコツーリズムの推進に関する基本的方向
- ・エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項
- ・エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項
- ・生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコ ツーリズムの推進に関する重要事項

なお、基本方針については、おおむね5年ごとに見直しを行う。

5. エコツーリズム推進協議会(第5条)

- ・市町村は、エコツーリズム推進協議会(以下、協議会)を設置できる。
- ・協議会は、①全体構想の作成、②エコツーリズム推進に係る連絡調整を行う。
- ・全体構想に定める事項は以下のとおりである。
 - ◆エコツーリズムを推進する地域
 - ◆エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地
 - ◆エコツーリズムの実施の方法
 - ◆自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置
 - ◆協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
 - ◆その他のエコツーリズムの推進に必要な事項

6. 全体構想の認定(第6条)

主務大臣は、①基本方針に適合する、②全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれるものと認められた場合は、全体構想の認定を行う。

7. 認定全体構想についての周知(第7条)

インターネット等により、認定全体構想の内容について周知を行う。

8. 特定自然観光資源の指定(第8条)

市町村長は、認定全体構想に従い、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがあり、保護のための措置を講ずる必要があるものを特定自然観光資源として指定でき

る。ただし、他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源として主務省令により定められているものについてはこの限りではない。

市町村長は、特定自然観光資源の指定に当たっては、あらかじめ特定自然観光資源の所在する区域の土地所有者の同意を得る必要がある。

市町村長は、特定自然観光資源の名称、所在する区域、保護のために講ずる措置を公示し、所在する区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

9. 特定自然観光資源に関する規制(第9条~第10条)

特定自然観光資源の所在する区域内においては、その汚損、損傷等を行ってはならない。 市町村長は、特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損な われるおそれがあると認められたときは、当該特定自然観光資源の所在する区域への立ち 入りについて立ち入ろうとする者の数に制限をかけることができる。その場合は、市町村 長の承認を受けた者以外は区域内に立ち入ることができない。ただし、非常災害時、通常 の管理行為、その他主務省令で定めるものについてはこの限りではない。

10. 活動状況の公表(第11条)

主務大臣は、毎年、協議会の活動状況を取りまとめ、公表を行う。

11. 活動状況の報告(第12条)

主務大臣は、市町村に対して協議会の活動状況に対して報告を求めることができる。

1 2. 技術的助言(第 13 条)

主務大臣は、協議会の構成員に対し必要な助言を行う。

13. 情報の収集等(第14条)

主務大臣は、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理及び分析その結果の提供を行う。

14. 広報活動等(第15条)

国及び地方公共団体は、広報活動を通じて国民の理解を深めるよう努める。

15. 財務上の措置等(第16条)

国及び地方公共団体は、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

16. エコツーリズム推進連絡会議(第17条)

政府は、環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省その他関係行政機関で構成されるエコツーリズム推進連絡会議を設け、連絡調整を行う。

17. 主務大臣等(第18条)

この法律における主務大臣は、環境大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣

とする。

18. 罰則(第19条~第20条)

- ・市町村の職員の指示に従わず、特定自然観光資源において規制されている行為をした 者や立ち入りが制限されている区域に立ち入り、又は退去しなかった者を30万円以 下の罰金に処する。
- ・市町村は、特定自然観光資源に係る条例に、上記のような者に対して30万円以下の 罰金に処する旨の規定を設けることができる。

19. 附則

この法律は、平成20年4月1日から施行する。

エコツーリズム推進法

「エコツーリズムとは」

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、 当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関 する知識及び理解を深めるための活動

基本理念

自然環境の保全

地域振興

観光振興

環境教育の場としての活用

法律の枠組みを利用することによるメリット

<国>

- 〇技術的助言
- 〇広報活動
- ○その他の支援
 - (ノウハウ提供や情報の共有化、人材育成等)

<エコツーリズム推進地域>

- ○地域ぐるみの推進体制の構築
 - ・市町村は、事業者、NPO等、専門家、土地所有者、関係行政機関等による協議会を組織できる。
- ○エコツーリズム推進全体構想を作成
 - →主務大臣に対して、全体構想の認定を申請できる。

<認定エコツーリズム推進地域>

- 〇認定全体構想に基づき、特定自然観光資源を指定し、その保護育成において、汚損・損傷の禁止、利用者数の制限等を設定することができる。
- 〇エコツーリズムの対象となる自然観光資源等に関する利用等のルールに対して、一定の強制力や権威を持たせることができる。

「自然観光資源」

- 1 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源
- 2 自然環境を密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

3-4 認定の趣旨

全体構想が認定されると以下のようなメリットがある。

- ・ これまで法的に保護措置が講じられていなかった自然観光資源を、必要に応じて 特定自然観光資源として指定することで、汚損・損傷・除去及び観光旅行者に著 しく迷惑を及ぼす行為の禁止、特定自然観光資源が所在する区域への立入りの制 限などの保護措置を講じることができる。
- ・ 国によって、法の基本理念に基づく、他の地域のモデルとなる取り組みとして認められることになり、地域のブランド力が高まるとともに、国が積極的にその周知に努めることから、集客力の向上につながることが期待される。
- ・ 国により、政府広報、インターネットなど各種媒体を通じて、旅行者やエコツア ー事業者、旅行業界団体など各主体に対して周知が図られる。

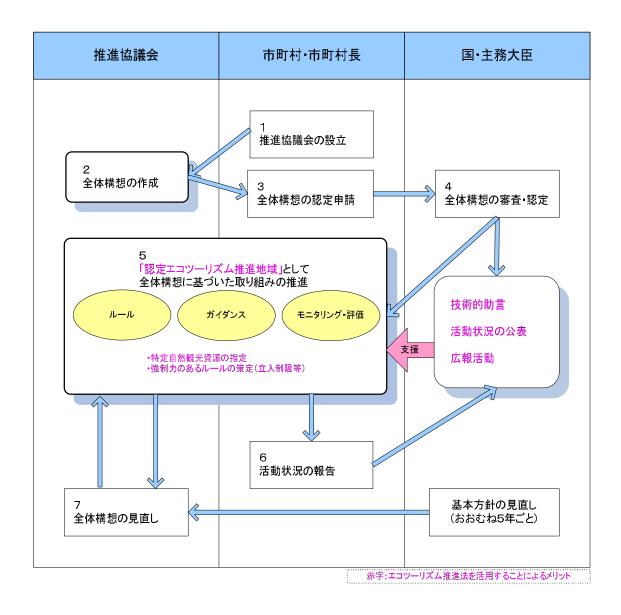
なお、全体構想の認定を受けることは任意であるが、本法では、主務大臣の認定を受けた全体構想に対して主務大臣が周知し、特定自然観光資源の保全措置等が可能になる。 こうした措置を講じるためには、主務大臣の認定を受けることが必要となってくる。

3-5 認定までの取り組み事項およびその手続き

「認定エコツーリズム推進地域」として認定されるまでの取り組み事項は下記の $1\sim5$ のとおりである。それぞれの詳細については、表右に法律、基本方針における記載箇所を記す。

		法律	基本方針
1	推進協議会の組織化	第5条	第2章
2	全体構想の作成	第5条	第3章
3	全体構想の認定申請	第6条	_
4	全体構想の審査・認定	第6条	第4章
5	認定エコツーリズム推進地域として全体構想	に基づいた取り組	みの推進
6	活動状況の報告	第 12 条	_
7	全体構想の見直し・変更	第5条	第3章6(7)

全体構想の認定申請に当たって、市町村は、環境省、国土交通省または農林水産省の地方支分部局等を通じて主務大臣に認定の申請を行う。その際、申請地域の自然の特性や社会的状況から、一体的に取り組むことが必要であると判断され、隣接する市町村が共同で全体構想を作成した場合は、共同で認定申請を行うことができる。



- 3-6 エコツーリズム推進全体構想の作成・申請
- 3-6-1 エコツーリズム推進全体構想の位置づけ



~ポイント~

- 〇「エコツーリズム推進全体構想」を取りまとめる。
- ○関係者に理解を促すためにも、全体構想は客観的な現状分析をもとにして、多くの人に分かりやすい表現で書き記す。

全体構想は、エコツーリズムを推進する地域や、対象となる自然観光資源、エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源の保護・育成、協議会の参加主体と役割分担、その他エコツーリズム推進に必要な事項を定めるものであり、地域が目指すエコツーリズムの到達点とそこに至る取り組みの方法をとりまとめたものである。

推進協議会における関係者間での協議内容を、そのまま全体構想として取りまとめることになるが、より多くの人に内容を知らせるために計画書として作成し、文章で書き記す必要がある。また、この作業を通して、意見交換だけでは気づかなかった事項も整理することができる。

エコツーリズム推進法における全体構想は、市町村が取りまとめの中心となって、エコツーリズム推進協議会が作成する。なお、エコツーリズムの対象となる自然観光資源や、それらを中心としてエコツーリズムを推進する地域は特定の市町村の区域を超えて広がっている場合が考えられる。そうした場合には複数の市町村が協力してエコツーリズムを推進することも想定されるため、そのような場合には、関係市町村がそれぞれ作成した全体構想を一体的に取り扱うといったこともあり得る。

エコツーリズム推進法などの該当箇所®

<全体構想を作成する範囲>

主務大臣は、2以上の市町村から共同して全体構想の認定の申請があった場合において、自然的経済的社会的条件からみて、当該市町村の区域において一体としてエコツーリズムを推進することが適当であると認めるときは、当該申請に係る全体構想を一体として認定することができる。(法第六条第三項)

全体構想は、基本的には市町村ごとに作成されることが望ましい。しかし、自然環境の特性や社会的側面を考慮した結果によっては、複数の市町村にまたがって推進する地域を設定することが適切である場合も考えられる。その場合には、複数市町村を一体として全体構想を作成することが望まれる。

また、一つの市町村の中に海沿いの地域や山あいの地域など異なる自然環境の特性や社会的側面を持つ地域が複数あり、ゾーニングによる対応が困難な場合には、一つの市町村に複数の協議会が設置され、それぞれにおいて全体構想が作成されることも考えられる。

(基本方針 第3章 1 エコツーリズムを推進する地域 (2)推進する地域)

3-6-2 エコツーリズム推進全体構想の構成

全体構想は以下に挙げるような構成で記述することが望ましい。

このうち、※を付した項目はエコツーリズム推進法に基づいて全体構想の認定を申請する際に記載が求められている事項ではないが、併せて検討し、全体構想に記載しておくと、全体構想の地域の共通指針としての位置づけが高まる項目である。

全体構想に記載する事項

項目	記載内容	
1.エコツーリズムを推進する地域		
(1) 推進の目的及び方針	・推進の背景と目的	
	・推進に当たっての現状と課題	
	・理念の確認と目標の設定※	
	・観光ポテンシャル※	
	・推進の基本的な方針	
(2) 推進する地域	・推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方	
	・推進地域のゾーニングの考え方 (ゾーニングする場合)	
	・ゾーニングの取扱方針	
2.対象となる自然観光資源		
	・対象となる主な自然観光資源の名称、所在地、特性、	
	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項など	
	・その他の観光資源の名称と所在地(参考情報)	
3.エコツーリズムの実施のプ	方法	
(1) ルール	・ルールによって保護する対象	
	・ルールの内容及び設定理由	
	・ルールを適用する区域	
	・ルールの適用に当たっての実効性確保の方法	
(2) ガイダンス及びプログラ	・地域におけるエコツアーの基本的な考え方※	
4	・主なガイダンス及びプログラムの内容	
	・実施される場所	
	・プログラムの実施主体	
(3) モニタリング及び評価	・モニタリングの対象と方法	
	・モニタリングに当たっての各主体の役割	
	・評価の方法	
	・専門家や研究者などの関与の方法	
	・モニタリング及び評価の結果の反映の方法	
(4) その他	・主な情報提供の方法	
	・ガイドなどの育成又は研鑽の方法	
4.自然観光資源の保護及び	育成	

項目	記載内容
(1) 利用の制限が必要な自然	・特定自然観光資源の名称、所在地、区域、指定の理由
観光資源(特定自然観光資	・特定自然観光資源に関係する主な法令及び計画など
源)の指定	
(2) 利用の制限が必要な自然	・立入制限(利用調整)の区域における制限の理由、期
観光資源(特定自然観光資	間及び上限の人数など
源)に関する立入制限(利用	
調整)	
(3) 利用の制限が必要な自然	・特定自然観光資源の保護及び育成の方法
観光資源(特定自然観光資	・特定自然観光資源の保護及び育成の方法の公表及び周
源) のその他の保護及び育成	知の方法
の措置	・特定自然観光資源の保護及び育成の方法に関する管理
	体制
(4) その他の自然観光資源の	・自然観光資源の保護及び育成の方法
保護及び育成の措置	・自然観光資源に関係する主な法令及び計画など
5.協議会の参加主体	
	・協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担
6.その他エコツーリズムの丼	推進に必要な事項
(1) 環境教育の場としての活	・ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点
用と普及啓発	・地域住民に対する普及啓発の方法
(2) 他の法令や計画等との関	・主な関連法など
係及び整合	
(3)農林水産業や土地所有者	・農林水産業などとの連携方策や配慮事項
等との連携及び調和	
(4) 地域の生活や習わしへの	・地域の生活や習わしに対する配慮事項
配慮	
(5) 安全管理	・安全管理に関する事項
(6) 全体構想の公表	・公表の方法
(7) 全体構想の見直し	・点検及び見直しの時期

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑨

<全体構想に記載すべき事項>

エコツーリズム推進法に基づいて全体構想を作成・認定申請する場合には、※を付した項目以外を網羅することが求められる。(法 第五条第三項、基本方針 第3章)

(※を付した項目はエコツーリズム推進法に基づいて全体構想の認定を申請する際に記載が求められている事項ではないが、併せて検討し、全体構想に記載しておくことが望ましい項目)

3-6-3 全体構想に記載する事項

ここでは、「エコツーリズム推進基本方針」で挙げられている「記載すべき項目」のそれぞれについて、記述に当たって留意すべき点を「記述に当たっての考え方」として整理している。

ただし、以下の「記述に当たっての考え方」は、あくまで考え方の一助となることを 目的として整理しているものであり、実際に全体構想を作成する際には、地域の実情に あわせた記述とすることが望まれる。

(1) エコツーリズムを推進する地域

①推進の目的及び方針

①推進の日的及び万到	
記載すべき項目	記述に当たっての考え方
推進の背景と目的	関係者間の議論の過程で提出された意見を、体系的に整理する
推進に当たっての現状	などにより、以下のような内容を簡潔に記述する。
と課題	・推進の背景(地域を取り巻く社会経済環境)
	・地域の現状と課題(地勢、人口、自然環境、観光の現状、産
	業の現状、住民生活など、エコツーリズムに関わる点を中心
	に概要を整理)
	・推進の目的(当該地域においてエコツーリズムの推進によっ
	て実現を目指すこと、エコツーリズムの推進が抱えている課
	題の解決にどのように寄与するか)
観光ポテンシャル※	把握される地域の観光ポテンシャルを記述する。下記のような
	項目が既存の調査等で把握できている場合はそれを記述する
	が、なければ一般的な傾向を記述する。
	項目の例)
	旅行者数/性別や年齢/同行者/目的/旅行内容/出発地
	/個人客と団体客の比率/季節による変動
推進の基本的な方針	関係者間の議論の過程で提出された意見を、体系的に整理する
	などにより以下のような内容を網羅して簡潔に記述する。
	・推進の基本的な方針(エコツーリズムの推進によって地域が
	目指す姿(将来像))

参考:

第2章 2-1 エコツーリズムへの意識の芽生え (P33)

2-2 エコツーリズム推進の枠組みの検討 2-2-1 関係者の理解促進 (P34)

2-2-5 観光ポテンシャルの検証 (P47)

②推進する地域

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
. ,,,, _ ,,,,	対象となる区域は地図上に示すことが望ましい。認定申請に
び設定に当たっての考	は、全体構想の対象となる区域を明らかにした縮尺20万分の1
え方	以上の地形図が必要である。
7.73	・地域の範囲
	・設定に当たっての考え方
	・放足に当たり(の名えが
推進する地域のゾーニ	ゾーニングによる地域の区分の考え方と、各区域の特性等につ
ングの考え方	いて記述する。
	・区域の名称
	・範囲(地図上で範囲を表現する)
	・区域の特性(自然環境、社会環境の特性)
ゾーニングの取扱方針	ゾーニングを行う場合には、それぞれの区域(ゾーン)ごとに、
	地域の特性と、利用に当たっての配慮事項(利用のイメージ)
	を記述する。
	【ゾーニングされた地域の特性】
	例)原生的な自然が残っている区域
	自然と人の生活が密接に関連した里地里山の特性を持つ
	区域
	【ゾーンごとの利用に当たっての主な配慮事項】
	例)原生的な自然の残っている区域:
	希少な自然観光資源への影響(オーバーユース、踏み荒ら
	しなど)に配慮する など
	里地里山の特性を持つ区域:
	住民の生活や農林漁業者の生業への影響に配慮する な
	ど

参考:

第2章 2-2 エコツーリズム推進の枠組みの検討 2-2-7 推進する地域の設定 (P53)

(2) 対象となる自然観光資源

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
主な自然観光資源の名	エコツーリズムの対象とする自然観光資源について、次のよう
称、所在地、特性、利用	な項目をとりまとめる。
の概況及び利用に当た	・資源の名称(正式名称、通称)
って配慮すべき事項	・所在地(地図上で位置を表現する)
	・特性(外見的特徴、希少性・脆弱性、歴史・経緯など)
	・利用の概況 (利用の現状やアクセス条件など)
	・利用に当たって配慮すべき事項
その他の観光資源の名	上記の自然観光資源に該当しない一般的な観光資源で、プログ
称と所在地	ラムの企画、実施に当たって活用することが見込まれるものに
	ついても、参考情報として名称や所在地といった基本的な情報
	を、あわせて記述しておくことが望ましい。

参考:

第2章 2-2 エコツーリズム推進の枠組みの検討 2-2-4 自然観光資源調査 (P42)

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑩

<自然観光資源に関する事項を全体構想に記載する際の留意点>

自然観光資源に関して、全体構想に記載すべき事項及び認定申請に必要な書類は下記の とおりである。(基本方針 第3章 2 対象となる自然観光資源、施行規則 第二条)

- ○全体構想に記載すべき事項
 - ・名称、所在地、特性、利用の概況、利用に当たって配慮すべき事項
 - ・保護及び育成の方法
 - ・関係する主な法令及び計画
 - ・参考情報として、その他の観光資源の名称と所在地
- ○認定申請に必要な書類
 - ・自然観光資源の位置を表示した地図(※自然観光資源の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図)

※特定自然観光資源に関しては、第4章を参照のこと。

(3) エコツーリズムの実施の方法

①ルール

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
ルールによって保護す	エコツーリズムの対象となる自然観光資源のうち、ルールによ
る対象	って保護する対象を明記する。
	【法的拘束力のあるルール】
	エコツーリズム推進法に基づき保護措置を講じる「特定自然観
	光資源」については、「(4) 自然観光資源の保護及び育成」の
	中で別途記述する。
	【法的拘束力のないルール(=自主ルール)】
	ルールの対象とする自然観光資源を記述する。
	/・ /・ シン/小分と がる日 一般
ルールの内容及び設定	【法的拘束力のあるルール】
理由	エコツーリズム推進法に基づき講じる利用制限については
	「(4) 自然観光資源の保護及び育成」の中で別途記述する。
	この際、既に法的拘束力のないルール (=自主ルール) があり、
	その運用状況に実効性が認められる場合は、必ずしも法的拘束
	力のあるルールとする必要はない。
	【法的拘束力のないルール(=自主ルール)】
	【伝の拘束力のない
	明記する。現在運用されている自主ルールがあれば、その内容
	を記述することでもよい。
ルールを適用する区域	ルールを適用する区域は、推進する地域における位置や大きさ
	が明確になるように、地図上に示して表現することが望まし
	く、縮尺2万5千分の1以上の地形図の精度で表現することが
	必要である。
	特に、全体構想の認定を受け、特定自然観光資源の指定をしよ
	うとする場合は、特定自然観光資源の境界を明らかにした縮尺
	2万5千分の1以上の地形図(海域にあっては5万分の1以上
	の海底図とするが、より詳細な地形図を用いることが必要な場
	合には1万分の1海底地形図)が必要である。
ルールの適用に当たっ	ルールの適用に当たって実効性を確保する方法を記述する。
ての実効性確保の方法	

参考:

第4章 4-2-2 ルールの検討 (1) ルールで保全する対象 (P94)

- (2) ルールの種類 (P99)
- (3) ルール検討時の留意点 (P109)

②ガイダンス及びプログラム

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
地域におけるエコツア	地域で実施されるエコツアー実施に当たっての基本的な考え
ーの基本的な考え方※	方(コンセプト)を記述する。
	考え方の視点の例)
	・どのような魅力的な自然や歴史文化があるか
	活用しながら守っていくためにはどのようなルールが考えら
	れるか
	・どのようなツアーにして観光客に来てもらうか
主なガイダンス及びプ	ゾーン・エリアごとに、想定される主なツアーのイメージを記
ログラムの内容	述する。
	・コース
	・対象
	・解説の内容
実施される場所	ゾーン・エリアごとに
	・実施されるツアーのコース
	のおおよその位置を地図上に表現する。
	(イメージ地図やベースマップなどで分かりやすく表現)
プログラムの実施主体	・組織名称
	・事業所の所在地
	・組織概要

参考:

第5章 5-2-1 ガイドつきツアープログラムの企画

- (3) エコツアーのプログラムとは (P139)
- (4) フィールドの利用と整備の方向性(P141)

③モニタリング及び評価

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
モニタリングの対象と	・モニタリングの対象とする自然観光資源の名称
方法	・監視の方法
モニタリングに当たっ	・モニタリングに関わる主体(一覧表で整理する)
て、各主体の役割	・ガイド事業者、住民、研究者など、モニタリングに関わる主
	体ごとに記述する。
評価の方法	• 評価指標
	・評価の周期
	・評価を実施する主体
専門家や研究者などの	・協力を得る専門家や研究者の氏名(組織名)
関与の方法	・関与の方法
モニタリング及び評価	・モニタリングの評価結果をエコツアー実施に反映させる仕組
の結果の反映の方法	み
	・モニタリングに関わる組織のあり方

参考:第6章 6-1 モニタリング・評価 (P181)

④その他

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
地域内外への主な情報	情報提供を行うに当たって想定される主な方法を記述する。
提供の方法	
ガイドなどの育成又は	ガイドなどエコツーリズムの推進を担う主体の育成、研鑽の方
研鑽の方法	法を記述する。

※このほか、地域への経済効果を高める方策を努力目標として記述することも望まれる。 例)

プログラムにナイトツアーを組み入れて参加者の宿泊を促す ツアー中に提供する食事の食材は極力地元のものとする など

参考:

第2章 2-2 エコツーリズム推進の枠組みの検討

2-2-6 人材の育成 (P49)

2-2-8 中長期的な事業展開の検討 (P56)

第5章 5-2 ガイドつきツアー 5-2-2 エコツアーのマーケティング

(3) 地域経済効果を高める方策の検討 (P147)

第8章 8-3 情報発信・公開 (P225)

(4) 自然観光資源の保護・育成

①利用の制限が必要な自然観光資源(特定自然観光資源)の指定

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
特定自然観光資源の名称、所在	・名称
地、区域、指定の理由	・所在地
	・区域(境界を地図で表示する)
	・指定の理由
特定自然観光資源に関係する主	関係する主な法令及び計画など(一覧表で整理する)
な法令及び計画など	

②利用の制限が必要な自然観光資源(特定自然観光資源)に関する立入制限(利用調整)

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
立入制限 (利用調整) の区域にお	・立入制限(利用調整)を行う区域(地図で表示する)
ける制限の理由、期間及び上限の	・制限の理由
人数など	・期間
	・上限の人数

③利用の制限が必要な自然観光資源(特定自然観光資源)のその他の保護及び育成の措置

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
特定自然観光資源の保護及び育	・保護及び育成の方法
成の方法	
特定自然観光資源の保護・育成の	保護及び育成の方法の公表及び周知の方法
方法の公表及び周知の方法	・公表、周知に利用する媒体
特定自然観光資源の保護・育成の	保護・育成の方法に関する管理体制
方法に関する管理体制	・管理主体

④その他の自然観光資源の保護及び育成の措置

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
自然観光資源の保護・育成の方法	保護及び育成の方法に関する管理体制
	・管理主体
自然観光資源に関係する主な法	関係する主な法令及び計画など(一覧表で整理する)
令及び計画など	

参考:

第4章 4-2 ルールの策定 4-2-2 ルールの検討 (P94)

エコツーリズム推進法などの該当箇所①

<自然観光資源に関する事項を全体構想に記載する際の留意点>

特定自然観光資源に関して、全体構想に記載すべき事項ならびに申請に必要な書類は下記のとおりである。(基本方針 第3章 4 自然観光資源の保護及び育成 (1)特定自然観光資源、施行規則 第二条第五号)

- ○全体構想に記載すべき事項
 - ・名称、所在地、区域、指定の理由
 - ・保護及び育成の方法
 - ・保護及び育成の方法の公表及び周知の方法
 - ・保護及び育成の方法に関する管理体制
 - ・関係する主な法令及び計画
 - ・立入制限(利用調整)の区域における制限の理由、期間及び上限の人数など
- ○認定申請に必要な書類
 - ・特定自然観光資源の境界を表示した地図(※特定自然観光資源の境界を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図。ただし、海域にあっては、1万5千分の1以上の海底地形図とするが、より詳細な地形図を用いることが必要な場合には1万分の1海底地形図。)
 - ・特定自然観光資源の所在する区域の所有者等の同意を得たことを証する書 類
 - ・立入りを制限する区域を明らかにした地図
 - ・立入制限の期間及び立入りに関して市町村長が定める数を記した書類

(5) 協議会の参加主体

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
協議会に参加する者の	参加する主体はそれぞれの特性や立場を理解した上で連携・協
名称又は氏名	力し、適切に役割分担することが求められることから、その役
	割を明確にするためにも全体構想に明記しておく必要がある。
	・名称 (氏名)
役割分担	・協議会に参加する者のそれぞれが主に担う役割(ルールの周
	知徹底や運用状況の監視、ガイダンス及びプログラムの企
	画・実施、モニタリングの実施、広報 など)

参考:

第2章 2-2 エコツーリズム推進の枠組みの検討 2-2-3 推進組織の運営 (P40)

エコツーリズム推進法などの該当箇所①

<エコツーリズム推進協議会の参画主体に関する事項を全体構想に記載する際の留意点> エコツーリズム推進協議会に関して、全体構想に記載すべき事項は下記のとおりである。 (基本方針 第3章 5 協議会の参加主体)

・協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担

なお、協議会の構成員の名称や氏名または構成員の追加については、全体構想の変更と して主務大臣より認定を受ける必要はない。(施行規則 第三条第二項)

(6) その他エコツーリズムの推進に必要な事項

①環境教育の場としての活用と普及啓発

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ガイダンス及びプログラムの実施に当たって、環境教育の場と
フムの実施に当たって	しての活用に留意する点を記述する。
の留意点	・環境教育の場としての活用
地域住民に対する普及	地域住民に対する普及啓発の手段としてのエコツアーのあり
啓発の方法	方について記述する。

参考:

第5章 5·1 ガイダンスとその内容 5·1·1 ガイダンス (1) ガイダンスとは (P131)

②他の法令や計画等との関係・整合

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
主な関連法など	関連する既存計画や各種制度をリストアップし、全体構想との
	関連性を整理する。
	・関連する既存計画や各種制度の一覧
	・配慮する点

参考:

第3章 3-10 関連法規について (P82)

③農林水産業や土地所有者等との連携・調和

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
農林水産業や土地所有	農林水産業などとの積極的に連携するための方策や、エコツー
者等との連携方策や配	リズムの推進に当たって配慮が必要な事項について記述する。
慮事項	・連携方策
	・配慮事項

④地域の生活や習わしへの配慮

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
地域の生活や習わしに	地域の生活や習わしに対する配慮事項について記述する。
対する配慮事項	・配慮が必要な地域の生活や習わし
	・配慮事項

⑤安全管理

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
安全管理に関する事項	エコツアーを実施するに当たっての安全管理に関する事項に
	ついて記述する。
	・想定されるリスク
	・講じる方策

参考:

第5章 5·4 エコツアー事業の進め方 5·4·3 リスクマネジメント (P178)

⑥全体構想の公表

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
公表の方法	・公表、周知に利用する媒体

参考:

第8章 8-3 情報発信・公開 (P225)

⑦全体構想の見直し

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
全体構想の見直し	全体構想を見直す時期について記述する。
	基本方針の見直し時期(概ね5年ごと)と併せて全体構想の見
	直しが必要かどうかを点検するとともに、毎年のモニタリン
	グ・評価の結果や全体構想の記述内容の進捗状況に応じて適宜
	内容を見直すことが望ましい。

参考:

第8章 8-1 取り組みの質の確保・向上 8-1-2 継続的な取り組み改善 (P217)

3-6-4 申請の際に必要な書類

全体構想を申請する際に、必要となる書類については以下のとおりである。

○必要書類

- 全体構想
- ・全体構想の対象となる区域を記した地図
- ・自然観光資源の位置を記した地図
- ・特定自然観光資源の境界を表示した地図
- ・特定自然観光資源に関する土地所有者の同意書
- ・特定自然観光資源に関する条例(定めた場合)
- ・特定自然観光資源の立入制限に関する数を記した書類とその区域を記した地図(定 めた場合)

(参考:施行規則 第二条)

3-7 認定基準

全体構想の認定基準は、以下のとおりである。

(参考:基本方針 第4章 エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項3 認定基準)

①基本方針に適合するものであること

特に以下の点に留意することが必要である。

協議会

- ・当該市町村、特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、土地の所有 者等、関係行政機関及び関係地方公共団体などの推進地域における関係者 が、効率的な運営に配慮しつつ、幅広くかつ片寄りなく参加していること
- ・協議会に参加する者の間で協議会における協議内容、モニタリング結果な どの情報を共有され、関係者間の連携が図られていること
- ・協議会に参加する者の間で協議会の構成員に加える旨の申入れがあった際 の手続など、協議会の組織及び運営に関し必要な事項が適切に整備されて いること
- ・協議会が透明性を確保しつつ運営されていること

全体構想

- ・全体構想などの公表の方法が適切であること
- ・他法令や、関係法令に基づく各種計画との整合性が図られていること
- ・推進地域が周辺の市町村にまたがる場合は、当該市町村との連携が図られ ていること
- ・自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置の内容が適切であること。
- ・特定自然観光資源を指定する場合にあっては、あらかじめ市町村長が土地 の所有者等の同意を得ていること。
- ・全体構想が定期的に点検され、必要に応じて見直しの検討がなされると見 込めること

②自然観光資源の保護・育成のために講ずる措置その他の全体構想に定める事項が確 実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること

特に以下の点に留意することが必要である。

保

実効性の担┃・特定事業者、自然観光資源の保護・育成のために講ずる措置の実施者など が存在し、その役割分担が明確にされていること

3-8 全体構想の変更について

認定全体構想の変更を行う場合は、変更の内容と理由を示したものを主務大臣に提出し 認定を受ける必要がある。ただし、協議会の構成員の名称や氏名または構成員の追加につ いては、変更後に認定を受ける必要はない。

また、全体構想の対象となる区域、全体構想に規定する自然観光資源、特定自然観光資 源に関して変更を行う場合は、変更後の当該書類ならびに当該書類に係る変更の内容と理 由を示したものを提出する必要がある。

3-9 認定全体構想の取り消しについて

主務大臣は、認定した全体構想が認定基準に満たなくなった場合は、その認定の取り 消しを行う。

基本方針に適合しなくなったと認めるとき、また、エコツーリズムを推進する地域に おける自然観光資源に著しい影響を与えていたり、プログラムの実施主体が存在しなく なった場合など、認定全体構想に従ってエコツーリズムが推進されていないと認めると きは、文書などにより必要な技術的助言を行い、さらに改善が見られない場合にあって は、その認定の取り消しを行う。その際、主務大臣は、当該市町村に理由を付して通知 するとともに、インターネットなどにより公表する。

3-10 関連法規について

エコツーリズム推進において関係の深い施策や方針を定めた法律に当たる主なものとして、次のような法令が挙げられる。

- 自然公園法
- 自然環境保全法
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- 都市公園法
- 都市緑地法
- ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- 首都圈近郊緑地保全法
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律

また、上記以外にも、調整を図るべきものとしては以下のような法令等が挙げられる。

87. THOUTE OF MEETERS COVER CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PRO	
・国土利用計画	
・森林法	
・国有林野の管理経営に関する法律	
・農業振興地域の整備に関する法律	
・観光立国推進基本法	
・自然再生推進法	
・特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条	
約 (ラムサール条約)	
・文化財保護法	
・地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特	
定地域商工業の振興に関する法律	
・景観法	
・水産資源保護法	
・道路法	
・道路運送法	
・測量法	
・水路業務法	
・港則法	